

令和2年度 修士論文要旨

鹿児島大学大学院人文社会科学研究所 経済社会システム専攻

発達障害児への支援をめぐる保護者と教員の認識のズレとその帰結

— 支援に関する言説への相互作用論からのアプローチ

伊藤慎吾

2005年に発達障害者支援法が施行されたことにより、我が国において「発達障害」という新たな障害概念が導入されることとなった。同法により、これまで周りに「変わり者」「だらしのない人」等と誤解をされてきた人々が「発達障害がある人」として、その存在とその支援の必要性において社会的に認知されることとなった。とはいえ、発達障害という「言葉」は社会に浸透し認知されてはいるものの、その「内容」に関しては必ずしも十分に理解されているとは言いがたい。

また、同法と改正学校教育法の施行（2007）により教員現場に大きな変化が生じた。すなわち、「少し変わった子」、「落ち着きのない子」として理解されてきた児童・生徒が「発達障害」のある子どもとして、特別支援教育の対象に加えられた。さらに、全ての教員に対しても特別支援教育を担うことが求められるようになった。現在少子化により、子どもの数は一貫して減少している。しかし、特別支援教育の対象となる子どもの数は増加傾向にある。つまり、学校（教員）には、こうした子どもへの支援がいつそう期待されている。しかしながら、子どもへの支援は、学校（教員）だけでなく家庭（保護者）との連携において行われることが望ましいとされている。つまり、保護者と教員が一緒に支援を進める必要性が指摘されている。とはいえ、実際には、機能的連携が図られない場合、すなわち保護者と教員の間でトラブルが生じ関係性が崩れている場合も多い。そこで本論では、「家庭—学校」連携が困難な状況におけるその要因と帰結について探究を行った。探究に際しては、M-GTAを用いて、保護者と教員から聞き取り調査で得られたデータに対して個別分析と比較検討を行った。

本論から得られた知見として、(1) 保護者と教員が互いに相手に対して有している「誤解」と「遠慮」、(2) 保護者と教員の間を生じる「社会化」認識の隔たり、(3) 教員が重視する「同僚性」、というこの3つが「家庭—学校」連携における困難さの要因として浮かび上がった。また、保護者も教員も「連携」に対して「諦め」を有するケースが多いが、その状況は連携が完全に不可能な事態を意味するものではなく、常に連携の可能性が開かれた場面であることが確認できた。